



新型コロナウイルス感染症対策

市独自

第9弾

8月8日からの「まん延防止等重点措置」、また、同27日からは「緊急事態宣言」が発令されました。滋賀県から飲食店などに対し、営業時間の短縮や酒類の提供停止などが要請されたことにより、時間短縮に応じた飲食店などへの支援および酒類販売事業者に対する支援のほか、市内小中学校におけるさらなる感染拡大防止対策のため、予備費を活用して緊急的に取り組みました。

1 感染症拡大防止営業時間短縮協力金

滋賀県の営業時間短縮要請に応じ、全面的に協力した飲食店など(中小企業、個人事業主)に対し、協力金を上乘せして支給しています。

■給付額 滋賀県協力金の10分の1(千円未満切り捨て)

問商工労政課 IP050-5802-9540 FAX0748-23-8292

2 酒類販売事業者支援

滋賀県の営業時間短縮要請に応じた市内飲食店などと定期的な取引があり、その影響を受けている酒類販売事業者に対して支援を行いました。

■給付額 1事業者当たり30万円

問商工労政課 IP050-5802-9540 FAX0748-23-8292

3 小中学校感染防止緊急対策

市内小中学校の児童生徒に対して、マスクとハンドソープを配付し、さらなる感染拡大防止に向けた啓発を図りました。

また、給食時の感染防止を図るため、飛沫防止ガードを設置します。

問学校教育課

IP050-5801-5671

FAX0748-24-5694



市独自

第10弾

市内での消費回復を図るためのクーポン券事業、事業者が連携して行う商業活性化に向けた取組に対する支援および感染症の影響で売り上げが減少している卸売市場への運営支援を行います。

1 市内事業者売上回復支援事業 [詳しくは、11ページをご覧ください。]

5億円

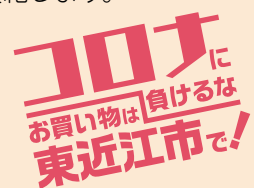
市内の消費を喚起し中小企業者を支援するため、全世帯に市内のお店で飲食や買い物に利用できる10,000円分のクーポン券を配付します。また、クーポン券取扱店舗には、換金時に10パーセント分を上乘せして支給します。

■クーポン 10,000円/世帯(1,000円につき500円分の利用が可能)

■対象 11月1日現在、本市に住民登録のある世帯

■利用期間 12月17日(金)から令和4年1月31日(月)末まで(予定)

■対象店舗 登録を希望する市内店舗(1,000平方メートルを超える大規模店舗を除く。)



2 東近江市商業連携事業補助金 [詳しくは、11ページをご覧ください。]

2,500万円

複数の事業者が連携して実施するにぎわいづくりのためのイベントや経営力の強化を図る商業活性化に向けた取組に対して支援を行います。

■対象事業 イベント開催、商品の共同開発、共同して行う広報活動など

■補助率 対象経費の4分の3

■上限額 250万円 ※連携した事業者数により補助額が異なります。



3 公設地方卸売市場経営安定化支援事業

526万円

新型コロナウイルスの影響で公設地方卸売市場の取扱い量が減少し、卸売事業者などの売り上げが大きく減少していることから、卸売事業者および関連事業者の施設使用料の一部を減免し、市場経営の安定化を図ります。

■第10弾に関する問合せ先 商工労政課 IP050-5802-9540 FAX0748-23-8292

